

おもな記事

赤嶺 淳 資源管理は地域から—地域環境主義のすすめ [1]

荒木 誠 カンボジアの新しい森林行政組織 [8]

石田千香子 国際野外生物学コースに参加して [11]

渡辺弘之 シリーズ:熱帯非木材林産物生産を調べる(1) 東南アジアのマツと松脂(オレオ・レジノ)生産 [14]

年次大会と15周年記念シンポジウムの第2回案内 [16]

資源管理は地域から—地域環境主義のすすめ

赤嶺 淳 (名古屋市立大学 人文社会学部)

はじめに

1970年代以降に高まりをみせた地球環境への関心は、環境主義(Environmentalism)とよばれる。なかでも、「かけがえのない地球(Only One Earth)」をスローガンに1972年に開催された国連人間環境会議は、国家の枠組みを超えた環境問題、すなわち地球環境問題の存在をひろくアピールし、地球環境主義を誕生せしめたものとして注目される。

地球環境主義者の活動は1980年代前半にやや沈静化したものの、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)において頂点にたっし、今日にいたっている(金子1998)。地球サミットは、生物多様性保全や地球温暖化防止といった、まさに地球規模で対処せざるをえない環境問題への喚起をうながし、これらの問題に対処するための国際条約の締結・批准といった行動を各国政府に要請した。

地球環境主義がもたらした成果は、これら各条約だけではない。「地球規模で考えよう(Think globally.)」といったスローガンのもと、国際的なネットワークを形成し、行動する「地球市民」(目加田2003, 2004)を誕生させたのである。地球市民たちは、人間環境会議においてすでにオブザーバーとして参加していたが、地球サミットには1400以上ものNGOが参加した(米本1994:143)。地球サミットで生物多様性の保全の必要性が認知されたのは、生物多様性が「人類の共有財産(common

heritage)」だとされたからであるが、みずからが国際的な議員連盟ネットワークの一員として条約成立に奔走した堂本暁子によると、その成立過程にNGOが大きな功績をはたしたという(堂本1995a, 1995b)。

このように地球環境問題は、安全保障、経済問題とならび、今日の国際関係を左右する存在である(ポーターとブラウン2001: iii)。同時に地球環境政治を具現化するためには、国内・国外をとわず、環境NGOの存在を無視できないようになった。なぜならば、地球環境主義と環境NGOは、相互に依存しあう関係にあるからである。官への依存を脱し、市民みずからが市民社会を切りひらく意味において、NGOの発展は歓迎すべきことである。しかし、地球環境の保全といったような曖昧模糊とした巨大な課題群に、地球市民はいかにたちむかいうるのであろうか。地球市民の活躍のまえに、「地域」市民が見落とされる心配はないのだろうか。

この小論では、わたしが関心を寄せるナマコの資源利用の事例をもとに、ワシントン条約や生物多様性保全による国際的な生物としてのナマコ保護への圧力と、商品としてのナマコにたいしてローカルな管理実践が交差する現状を報告し、「よそ者」としてのNGOと研究者がいかに地域にかかわりうるのかを考えてみたい。

ナマコ食文化

生きながらひとつに凍る海鼠かな——芭蕉



乾燥海産物屋の店内には、干ナマコ、フカヒレ、干アワビ、干エビなどが、種や産地、大きさによって、等級づけがなされて陳列されている。2000年10月、サンフランシスコの中華街で。

ナマコは、冬の季語である。とくに冬至から正月にかけては、冬至ナマコとよばれ、珍重される。シャブシャブと番茶にくぐらせた茶ぶりナマコを、果肉をくりぬいておいた柚子におさめる柚釜は絶品である。この冬、ナマコ料理に舌鼓を打たれた方も少なくないだろう。

このように現在の日本の食文化では、ナマコは生食されるのが一般的である。それも、冬期にかぎられる。しかし、世界をみわたすと、乾燥ナマコを戻して食べる中国の文化もある。しかも、中国では、乾物を利用するため、ナマコ食に季節性はない。もともとは春節(旧正月)や中秋の名月を祝ったり、さまざまな慶事に食されたものと思われるが、現在では日常食とっていいほど周年の需要がある。

そんなナマコが、絶滅の危機にあるという(Bruckner et al. 2003)。中国経済の上昇をうけ、1980年代以降に乾燥ナマコ貿易が劇的に拡大し(Jenkins and Mulliken 1999)、現在、乾燥ナマコは世界中のほとんどの海で生産されているといってもよい。たとえば、世界一の乾燥ナマコ市場である香港では、『香港貿易統計』によると、2003年に4,655トンの乾燥ナマコを輸入したが、それは49の国と地域から輸入されていた。

わたしは、これまでナマコの生産と流通、消費に着目し、生産地であるフィリピンやインドネシア、日本の島嶼社会の変容を、世界経済の変化、具体的にいえば、中国食文化圏におけるナマコ需要の拡大と関係づけた理解を試みてきた(赤嶺 2000, 2003)。このような中国の周辺部に位置する島嶼社会は、300~400年ほどのナマコ利用の歴史をもつ、いわば「伝統」的な生産地域である。他方、ナマコ需要の高まりをうけ、近年、生産を開始した新興地域もある。たとえば、

1990年代初頭には、ガラパゴス諸島でもナマコ漁がはじまり、その結果 *Isostichopus fuscus* というガラパゴスから中米海岸に固有な種の生存が危機的な状況におちいったといわれている(Jenkins and Mulliken 1999)。しかも、生態学にとっての「聖地」的存在であるガラパゴス諸島に漁民が上陸し、ナマコ加工のための柴を刈り、煮炊きをおこなった結果、ガラパゴス諸島の環境が改変されたことも危惧されている(伊藤 2002)。

ガラパゴス諸島にかぎらず、世界の諸地域でナマコ資源が低減していると主張する米国は、2002年に第12回ワシントン条約締約国会議において、ナマコを付属書IIに掲載することの是非を問う提案をおこなった(CITES 2002: CoP12 Doc. 45)。この結果、ワシントン条約事務局は、専門家によるナマコの資源に関するレビューをおこない、次回以降の締約国会議でその是非を検討することとなった。さいわいなことに、2004年10月に開催された第13回ワシントン条約締約国会議でも、ナマコの国際貿易規制の是非は決着がつかず、現在も検討がかさねられている。

ワシントン条約(CITES)

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)」は、1973年に米国のワシントンで、絶滅の危険にある野生動植物の国際貿易を規制するための条約として成立したことから、通称、ワシントン条約と呼ばれている。スイスのジュネーブに本部をおく同事務局のホームページによると、2004年12月31日現在で167ヶ国がワシントン



左 香港で乾燥海産物問屋が集まる南北行。世界各地からモノが集まることにちなんでいる。南北行は、上環地区の文咸西街(Bonham Strand West)と呼ばれる通りである。

右 猪婆参(*Holothuria fuscogilva*)を足蹴にするおじさん。2004年8月、香港の南北行で。

条約に締結し、およそ 5,000 種の動物と 28,000 種の植物の国際貿易が規制されている(CITES n.d.)。

ワシントン条約では、絶滅の危機に瀕した生物をその危機度におおじて 3 段階に分類している。付属書 I は、国際取引によって絶滅のおそれが生じている種を掲載し、その数はおよそ 800 種をこえる。付属書 I に掲載された種の国際商業取引は禁止される。ただし、学術研究など非商業目的のための取引は、輸出国および輸入国がそれぞれ発行する輸出許可証と輸入許可証があれば許可される。また、商業目的であっても、条約締結以前あるいは付属書 I 掲載以前に取得したものには適用されない。付属書 II は、国際取引を規制しないと、いずれ絶滅のおそれが生じる種を掲載している。その 32,500 余種の貿易は許されるものの、輸出時に輸出国政府のワシントン条約管理当局の輸出許可証が必要となる。付属書 III は、原産国がこの付属書にその種を掲げている場合のみ、輸出許可が必要となる。現在、300 種あまりが指定されている。

前節でふれた米国の提案は、ナマコ類を付属書 II に記載しようというものであった。付属書 II と付属書 III の違いは、さまざまある。たとえば手続き上、付属書 I と付属書 II への記載が、締約国会議に参加した国の 3 分の 2 以上の賛成を必要とするのにたいして、付属書 III への記載は、それぞれの国家が自由におこなうことができるようになっている。さらに海産動物に限定すると、次の 2 点が重要である。①付属書 III 記載種は、領海である 12 海里以内で獲れた生物だけに限定されるのにたいし、付属書 II に記載される生物の場合はそのかぎりではない。②付属書 II 掲載種には、類似種 (look-alike species) 措置がある。すなわち通常の範囲の努力で掲載種と外見上の区別がつきにくい種が類似種として包括的に規制をうけるのである。つまり、ナマコの場合には商品価値の高い特定の数種が掲載種に指定されうるが、現場の監督官が掲載種とそうでない種との区別がむずかしいと判断した場合には、ナマコ類全体を規制することができるというのである。この措置は、大量にしかも加工品の形で流通する海産物には重要な規定であるが、付属書 III の掲載種には適用されない(Sant 2004: 4)。次節で述べるように、ナマコの場合、乾燥品の区別は現実的に困難であるとする意見がおおく、特定の種が付属書 II に記載されることによって、結果としてナマコ類全体の貿易が規制される可能性が大きい。

地球環境主義とワシントン条約

地球環境主義と環境 NGO との関係を考えるとき、ワシントン条約が 1972 年の国連人間環境会議(ストックホ

ルム会議)の産物であることは興味深い。つまり第 1 に、同会議を契機に設立された国連環境計画(UNEP)が、ワシントン条約の管理母体である点が指摘できる。第 2 に、その誕生はもとより、運営にも NGO が深く関与していることである。そもそも、ワシントン条約の起草には、自然保護や自然資源管理に関するおおくの国際条約を提案し、これら国際条約への技術支援をおこなうことを使命とする NGO、国際自然保護連合(IUCN: International Union for Conservation of Nature and Natural Resources; The World Conservation Union)がかかわっていた。個々の政府機関や NGO をふくむ 810 の団体が構成され、6000 人のボランティア科学者や専門家からなる IUCN は、条約原案を練る専門性の高いスタッフをかかえ、これまでも、ラムサール条約(1971 年)、ユネスコ世界遺産条約(1972 年)、ボン条約(1979 年)、生物多様性条約(1992 年)などの成立にかかわってきた(IUCN n.d.)。ワシントン条約の場合には、10 年かけて練られた 3 つの原案がもとになっているという(ポーターとブラウン 2001: 67)。

しかも、ワシントン条約の履行を支援するためだけの NGO も存在している。英国ケンブリッジに本部をおく TRAFFIC という団体がそれである。現在、TRAFFIC は、世界 22 ヶ国に事務所をもつネットワークまでに成長したが、1976 年に設立された当初は、IUCN の Species Survival Commission と位置づけられ、その後、IUCN と WWF(World Wildlife Foundation 世界自然保護基金)との共同事業となった(TRAFFIC n.d.)。

NGO には、ある協定が施行されたのち、それが遵守されているかどうかをモニタリングすることを役目とする場合がある。したがって、それら NGO の調査や報告は、その協定に違反している国に圧力をあたえることとなる。TRAFFIC は、ワシントン条約で指定された絶滅危惧種の国際取引禁止を各国が遵守しているか否かについて、ワシントン条約事務局がモニターするのを補完する重要な役割をはたしているのである(ポーターとブラウン 2001: 68)。

CITES ワークショップ

TRAFFIC の役目は、モニターにとどまっではない。近年では、付属書に掲載すべき生物の提案にも関与している。すでに述べたように米国が、ナマコを付属書 II に掲載するように提案するようになったのも、そもそもは 1999 年に TRAFFIC が、ガラパゴス諸島のナマコ絶滅の危機とナマコ漁が生態系に与える悪影響に警笛をならしたことと無関係ではない(TRAFFIC n.d.)。

このように NGO が地球環境政治に影響力を行使でき

るのは、専門知識があるからである(ポーターとブラウン 2001:62). TRAFFIC には、エクアドルのナマコに関して『ガラパゴス諸島におけるナマコ貿易』という報告書があるほか(TRAFFIC South America 2000), 『トラフィック調査報告 (TRAFFIC Bulletin)』や『トラフィック活動報告 (TRAFFIC Dispatches)』といった機関紙を刊行し、詳細な報告をおこなっている。そして、ワシントン条約付属書へのナマコの掲載をめぐる会議でも積極的に行動している。

わたしは、2004年3月にマレーシアのクアラルンプールで開催されたワークショップ「Technical Workshop on the Conservation of Sea Cucumbers in the Families Holothuridae and Stichopodidae (Decisions 12.60 and 12.61)」に参加する機会をえた。このワークショップには、当初、水産業者、輸出入国の代表者、FAO や IUCN などの政府間機関 (intergovernmental organizations), 関係 NGO, そのほかの利害関係者、専門家 (experts) らを招待することが期待されていたが (CITES 2003: AC19 Doc. 17: 2), 実際に参加したのは、米国、中国、日本をはじめ 13ヶ国 32名の政府代表者、政府間機関として FAO と SPC (South Pacific Community) からの 2名、NGO として TRAFFIC から 3名、研究者を含む専門家 13名、ワシントン条約関係者 4名の合計 54名であった。つまり、NGO として参加したのは、TRAFFIC のみであったのである。

各国からの政府代表者はワシントン条約の監督省庁からきている場合がおおく、たとえば日本からは水産庁の担当官が出席していた。しかし、世界一のナマコ輸出量をほこるインドネシアからは、海産物とは何の関係もないであろう林野庁の官僚が参加していた。それは林野庁が、インドネシアにおけるワシントン条約の担当省庁であるからである。あるいは、香港のように、貿易を統括する日本の経済産業省のような省庁から担当官が参加する国もあった。このような各国の代表は、省庁の種類はことなるものの、とうぜんながら各国の事情と利益を代表することとなる。他方、政府間機関の FAO はナマコ養殖を推進しようとし、SPC は南太平洋におけるナマコ利用を持続的におこなうことを奨励するなど、また違った方向性をもつ。そして TRAFFIC から派遣された専門家は、ナマコの保護派であった。TRAFFIC 東南アジアは、CITES 事務局の補佐的存在であり、会議場のセッティングなどは、すべて TRAFFIC 東南アジアが担当していた (なお、本会議がクアラルンプールで開催された理由を CITES 事務局に尋ねたところ、TRAFFIC 東南アジアが支援を約束したから、ということであった)。

研究者としては、棘皮動物の世界的権威である

Chantal Conand 氏をはじめ、自然史博物館や研究所・大学から 7名の生物学者あるいは生態学者が参加した。海洋民族学を専門とする研究者は、わたしひとりであった。ナマコ漁の当事者としては、オーストラリア北部のダーウインを中心にナマコ漁を展開するタスマニア・シーフーズ (Tasmanian SeaFoods Pty. Ltd.) 社から 3名が派遣されていただけである。なお、タスマニア・シーフーズ社は、オーストラリアーのアワビ輸出をほこる大手水産会社で、アワビのほか、ナマコ、エビや魚類の輸出をてがけている。専門家の残りの 2名は、SPC 関係者で、南太平洋地域における沿岸資源管理の担当者であった。

このワークショップの目的は、ナマコを付属書 II に掲載するか否かの妥当性を協議するものであったはずである。しかし、米国主導の議事運営のもと、いかに掲載までの筋道をつけるかを議論しているという感想をわたしはもった。もともと、この種のワークショップに参加するのは初めてのことであったし、議事運営の方法や雰囲気などすべてが新鮮であったため、わたしの抱いた感想は、的外れな点があるかもしれない。以下、参加して印象に残ったことを記しておきたい。

付属書 II に記載するためには、①貿易統計の把握、②漁獲量の把握、③資源管理体制の確立の 3点が前提となる。①の貿易統計については、各国の対応はまちまちである。しかも、20種以上のナマコが取引されている熱帯の国々には、種ごとの統計を用意していない。しかも②の漁獲量じたい、把握できていない国がほとんどではないだろうか。わたしの経験からすると、フィリピンやインドネシアでは、島じまにおける漁獲量を把握するのは、不可能だといわざるをえない。③資源管理のガイドラインについては、その策定ができたとしても、実施や監督はむずかしいだろう。

興味深かったのは、米国からの参加者が、フィリピンやインドネシアにたいして資源管理体制の不備を指摘しつつも、環境整備のための資金援助が話題となると、「そんな金が米国にあるわけがない」と発言したことである。条約締約国は、ワシントン条約の趣旨にのっとって、みずからの責任で環境整備をおこなうべきだ、というのである。たしかにそのとおりであろう。しかし、それが困難であるから、あるいは当事国にとってナマコの資源管理の重要性が低いから、その実施が後回しになっているのではないのか? 一方的に問題提起をしておいて、あとは各国の責任というのは無責任というものだろう。

研究者にも問題がある。生物としてのナマコについては、分類学上の論争が活気をおびていた一方で、乾燥ナマコでは同定ができない、とそれぞれが主張したことである。ワシントン条約が種レベルで規制をかける以上、

taxonomy は必要である。しかし、乾燥ナマコは研究の範囲外とし、区別がつかぬというのはどういうわけか。そもそも、おおくの専門家が乾燥ナマコを見たことさえないという。もちろん、食べたことがある者は皆無にちかかった。

招待された研究者たちが、生物としてのナマコの専門家であるのは、間違いない。しかし、ワシントン条約で問われているナマコは、実際には乾燥ナマコとして流通している。だとすれば、乾燥ナマコに関心を寄せない生物学者は、どのような立場で問題をとらえているのであろうか。このような研究者の態度は、当初から類似種措置を約束するようなものではないか。類似種措置が漁民社会におよぼす影響を理解しているのだろうか。

同定の問題に加えて、資源管理プログラム策定に必要なナマコの生活史についてのデータがないことも致命的な欠陥である。このように生物種に対する理解が不足した状況下で主張されるのは、保護のための予防的措置 (precautionary approach) である。そして、生物多様性の保全のためには、なるべく広大な保護区が望ましいということになる。そもそも、ワシントン条約は、貿易規制によって生物を絶滅の危惧から救うことを目的としているはずである。生物多様性保全じたいの議論とは、区別すべきである。

グローバル・コモنزの拡大

地球規模での生物多様性保全の主張が高まる一方で、村落レベルで資源管理をおこなう試みに耳目があつまっている。なぜならば、乱獲と紛争の頻発する現代世界にあって、資源を持続的に利用・管理する役割を共同体が担うことが期待されるからである。

このような地域共有資源はコモنزとよばれ、その研究成果はコモنز論として知られている。一般にコモنزは、資源へのアクセスの可否に着目し、所有形態から、私的財産 (private property)、公的財産 (state property)、共的財産 (common property)、非所有 (オープン・アクセス open access) の 4 つに分類される (Feeny *et al.* 1990)。資源の管理をおこなうにあたり、その所有権を明確にすることが必用だからである。

カリマンタンを中心に住民による森林利用の研究をおこなってきた井上真は、現在のコモنز論の研究立場を以下の 3 タイプに分類している。①非所有制度 (および非所有資源) をコモنزから除外し、共的所有制度のみをコモنزとみなす。②本来コモنزとは非所有制度 (非所有資源) のことであり、共的所有制度 (および共的所有資源) をコミユナルと呼ぶ。③非所有制度 (および非所有資源) をグローバル・コモنز、共的所有制度

(および共的所有資源) をローカル・コモنزと呼ぶ (井上 1997: 27; 2001: 10)。

もっとも、コモنز論の射程は、井上も指摘するようにコモنزの分類にあるのではない。①のようにハーディンの「共有地の悲劇」のシナリオ (Hardin 1968) を共的所有とオープン・アクセスとを混同したことに求め、オープン・アクセスをコモنز論から排除しても、なんら益することはない。同様に、コモنزとコミユナルを区別する②の立場も生産的とはいえないだろう。

これまでのコモنز論では、共的管理の研究が主流をなしてきた。しかし、資源の乱開発の原因がオープン・アクセスにあるとすると、オープン・アクセスこそが今後、着目されねばならない問題となるのではないだろうか。わたしが調査する東南アジアには、共的管理がしっかりしている東インドネシアでの事例もあるが (Novaczek *et al.* 2001)、むしろ、オープン・アクセスが常態と化しているといってもよい。その場合、井上のいうように「オープン・アクセス＝グローバル・コモنز」という図式では都合が悪い。なぜなら、近年のグローバル・コモنزは、井上の提案とはことなった文脈で用いられることがあるからである。

コモنز論の端緒となったハーディンの論文が公表された 4 年後の 1972 年にストックホルムで国連人間環境会議が、5 年後の 1973 年には国連海洋法会議がそれぞれ開催され、世界は新しい海の秩序再編成に向けて大きく動き出した。環境保護運動や公害問題が噴出する 1970 年代以降、公共性、公共財という考えがコモنز論の重要な一角を占めるようになった (秋道 2004: 31)。

このような状況のもとで今日では、その是非は別としても、オープン・アクセスである非所有資源は、たんに非所有というだけでなく、「人類全体の共有財産」として一定の規制をかける方向にあることを視野にいった議論が喚起されることとなる。この延長線上に、生物多様性保全が位置づけられるのである。

生活のなかのナマコ

前節で井上によるコモنز類型を批判したのは、グローバル・コモنزの再定義を試みたいからなのではない。問題は、生物多様性保全といった「人類の共有財産」をグローバル・コモنزと認識した場合、グローバルとローカルな関係はどうなるのか、という点にある。たしかに地球温暖化や生物多様性の保全といった地球環境問題は、1 国であつつかえる問題ではない。地域のエゴを乗り越え、地球のため、人類のために行動しようとする理念はうつくしい。しかし、これらの環境問題は、「地球」という冠が示唆するようには、すべての人類に均等に被害を

もたらすわけではない。実際には、問題が生じている「現場」が存在するのである。たとえば、大気は、均等に汚染されているわけではない。海外旅行社の宣伝コピーに「世界一空気の美しいタスマニア」などと表現されるように、空気は、地域性をもっている。都市住民による森林浴が人気なのは、都市住民が空気の偏在性を認識しているからでもある。

このように考えると、逆説的だが、「地球」環境問題は、「地域」環境問題としてしか、具現化しえないことが明らかとなる。つまり、地球環境問題は、地域社会で生じるミクロな現象を地球規模のマクロな問題と関連づけて議論すべきなのであって、その反対ではない。漁業に限定していえば、もちろん地域漁民のすきな生物をすきなように獲っていい、というのではない。生物多様性の保全を無視するというでもない。国際的な協調体制のもと、漁民や消費者にも一定の歩みよりは必要である。問題は、そのための枠組みと理解をどのように構築していくのか、にある。

生物としてのナマコは、唯一の存在である。しかし、人間とナマコとのかかわり方はさまざまである。生物学者にとってのナマコと漁民にとってのナマコは、おのずと意味づけがことになってくる。ナマコを栄養価の高い食材とありがたく考える消費者もいる。ナマコ問屋にとってのナマコも、漁民や消費者のそれとはちがうだろう。それぞれの利害関係者がナマコにいだく意味づけをあきらかにしていくことが先決である。

このような認識にたつと、付属書へのナマコの掲載は、やはり慎重に議論すべであらう。最近だけでも、ナポレオンフィッシュとしてしられるメガネモチノウオが、2004年の第13回締約国会議で付属書IIへの掲載がきまった。フカヒレに加工されるサメについては一歩早く、2002年に前回の締約国会議でジンベエザメとウバザメが、2004年にホホジロザメが掲載された。付属書への掲載を検討中の種も少なくない。シャコガイやほかの貝類も、すでにおおくが付属書IIに掲載されている。東南アジアでは、ナマコだけを獲って暮らす漁民は少なく、人びとは、分散して生息する多様な水産資源を採捕しながら生活している。近年のワシントン条約による海産動物の商業取引規制によって、確実に東南アジアの漁民の生業活動は変容をしいられている。

もちろん、クアラルンプールのナマコに関するワークショップでも、漁民に代替収入をいかにあたえるのかが議論された。しかし、たんに食うためだけに人間は生きているのではない。広大な保護区をつくり、そこへ訪れるエコツアーリストを送り迎えすることに漁民が生きがいを感じるのなら、それでいい。だが、大きなナマコを、獐猛

なサメを、優雅なナポレオンフィッシュを捕まえたいといった漁民の願望と、それが達成されたときの充実感、そのことでえられる名声は、金銭には置き換えられないはずである。そのような感覚は、企業につとめる者が商談を成立させ、あるいは、地球市民がプロジェクトを成功に導いたさいに感じる達成感と同様ではないだろうか。

ナマコを獲らずとも、漁民たちは「生存」できる。しかし、漁民にも「生活」を選択する権利はある。漁民の生きがいを損なわせない方向で資源管理を推進すべきである。そうでなければ、漁民の協力など得られるわけがない。それら漁民の価値観、生き方を考慮した資源管理を提案するためには、地球規模の人類を対象とするのではなく、地域において、個別の、人びとの顔を想定しながら作業をすすめていくしかない。地域住民の価値観を重視した資源管理の模索——それが、わたしの意図する地域環境主義である。そのためにも、地域研究者がやるべき課題は、おおく残されている。

資源をめぐる議論を、「保護」か「利用」か、あるいは漁民か否かといった二元論で戦わせているのでは、展望はひらけてこない。ひろく「海」にかかわってきた人びとの歴史や文化の多様性を視野にいれる必要がある。この点において、多様性を等閑視する国際条約による一元的な管理には無理がある。実生活から乖離した、観念的な資源管理法を唱えるのではなく、酸いも甘いも、ナマコとともに暮らしてきた当事者の経験に学びたい。

参考文献

- 赤嶺淳. 2000. 熱帯産ナマコ資源利用の多様化—フロンティア空間における特殊海産物利用の一事例. 国立民族学博物館研究報告 25(1): 59-112.
- 赤嶺淳. 2003. 干ナマコ市場の個別性—海域アジア史再構築の可能性. 岸上伸啓編, 先住民による海洋資源利用と管理. 265-297, 国立民族学博物館, 吹田.
- 秋道智彌. 2004. コモンズの人類学—文化・歴史・生態. 245pp. 人文書院, 京都.
- Bruckner, A. W., K. A. Johnson and J. D. Field. 2003. Conservation strategies for sea cucumbers: Can a CITES Appendix II listing promote sustainable international trade? SPC Beche-de-mer information bulletin 18: 24-33.
- CITES. 2002. Cop12 Doc. 45. <http://www.cites.org/eng/cop/12/doc/E12-45.pdf>.
- CITES. 2003. AC AC19 Doc. 17. <http://www.cites.org/eng/cttee/AC/19/index.shtml>.
- 堂本暁子. 1995a. 生物多様性—生命の豊かさを育むも

- の. 同時代ライブラリー227. 272pp. 岩波書店, 東京.
- 堂本暁子. 1995b. 立ち上がる地球市民—NGO と政治をつなぐ. 212pp. 河出書房新社, 東京.
- Feeny, D., F. Berkes, B. McCay, and J. Acheson 1990. The tragedy of the Commons: Twenty-two years later. *Human Ecology* 18: 1-19.
- Hardin, G. 1968. The tragedy of the Commons. *Science* 162: 1243-1248.
- 井上真. 1997. コモンズとしての熱帯林—カリマンタンでの実証調査をもとにして. *環境社会学研究* 3: 15-32.
- 井上真. 2001. 自然資源の共同管理としてのコモンズ. 井上真・宮内泰介編, *コモンズの社会学—森・川・海の共同管理を考える*. 1-28, 新曜社, 東京.
- 伊藤秀三. 2002. ガラパゴス諸島—世界遺産 エコツーリズム エルニーニョ. 257pp. 角川書店, 東京.
- IUCN. n.d. <http://www.iucn.org/places/japan/index.html>.
- Jenkins, M. and T. Mulliken. 1999. Evaluation of exploitation in the Galapagos Islands, Ecuador sea cucumber trade. TRAFFIC International. *Bulletin* 17(3). (<http://www.traffic.org/bulletin/archive/january99/galapagos/index.html>)
- 金子熊夫. 1998. 「地球環境」概念の誕生とその発展過程—体験的環境外交論. 内藤正明・加藤三郎編, 岩波講座地球環境学 10—持続可能な社会システム. 27-51, 岩波書店, 東京.
- 目加田説子. 2003. 国境を越える市民ネットワーク—トランスナショナル・シビルソサエティ. *経済政策分析シリーズ* 3. 229pp. 東洋経済新報社, 東京.
- 目加田説子. 2004. 地球市民の最前線—NGO・NPO への招待. 158pp. 岩波書店, 東京.
- Novaczek, I., I. H. T. Harkes, J. Sopacua, M. D. D. Tatuhey. 2001. An Institutional analysis of Sasi Laut in Maluku, Indonesia. ICLARM Tech. Rep. 59. 327pp. ICLARM-The WorldFish Center, Penang.
- ガレス・ポーター, ジャネット・ウェルシュ・ブラウン. 2001. 入門地球環境政治. 292pp. 有斐閣, 東京.
- TRAFFIC South America. 2000. Evaluation of the trade of sea cucumber *Isostichopus fuscus* (ECHINODERMATA: HOLOTHURIDEA) in the Galapagos Islands during 1999. 19pp. TRAFFIC South America, Quito, Ecuador.
- Sant, G. 2004. CITES and Sea cucumber (Doc.5). Paper presented at the technical workshop on the conservation of sea cucumbers in the families Holothuridae and Stichopodidae, Kuala Lumpur (Malaysia), 1-3 March 2004.
- TRAFFIC. n.d. <http://www.traffic.org/25/25years.htm>.
- 米本昌平. 1994. 地球環境問題とは何か. 岩波新書 331. 262pp. 岩波書店, 東京.